

事務局長

おはようございます。

総会の開催前に議案の取り下げがありましたので、ご説明いたします。

議案ナンバー 1、57 ページ所有権移転 2 番の案件でございます。申請農地は強首地区の圃場整備区域内にあり、本年 5 月から本換地のため登記閉鎖になる予定です。促進計画は総会許可の公告が 2 か月後の 6 月であることから、所有権移転登記できない状態で公告日を迎えることとなります。そこで、本換地登記完了後に改めて売買申請をすることに農業公社を含む 3 者が合意しましたので、本申請を取り下げるものでございます。

改めまして、委員並びに推進委員の皆様におかれましては公私とも大変お忙しいところ、令和 7 年度初回の総会にご出席いただき誠にありがとうございます。

私、令和 7 年度定期人事異動により農業委員会事務局長を拝命いたしました藤原千鶴でございます。至らない点が多々ございますが、どうぞよろしくお願いいたします。また、各分室の担当者が替わっております。お手元に配付しております A4 版 1 枚の資料、令和 7 年度大仙市農業委員会事務局・分室体制をご覧ください。

ここで、新たに担当となった職員をご紹介します。はじめに、事務局の渡邊高広主幹です。教育委員会事務局総合市民会館から異動になりました。

同じく、事務局の小笠原一志主事です。農林部農業振興課から異動になりました。

次に、西仙北分室の茂木美世子主幹です。課内の担当換えにより事務局併任になります。

南外分室の本間晃一主事です。令和 7 年度大仙市新規採用職員です。

以上、新たに担当となりました職員をご紹介しますが、委員、推進委員の皆様には、今年度も変わらぬご指導をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

次に、欠席の届け出ですが 4 番、佐藤学委員から出ております。それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 24 回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前 9 時 28 分 開会)

はじめに、会長からご挨拶を頂戴いたします。

細谷精悦会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は 23 名となっております。会議規則第 9 条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、前々回 3 月 11 日総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第 24 回総会までの業務報告書をご覧ください。

3 月 11 日に、広報専門委員会を委員 6 名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターで開催し、農業委員会だより 28 号の最終校正ということでご協議いただいております。

広報専門委員会終了後に、第 22 回農業委員会総会を委員 22 名、推進委員 10 名の出席をいただき、同会場にて開催しております。

3 月 28 日には、第 4 回役員会を大曲エンパイヤホテルで開催しております。協議結果については、下の方に記載しております。

役員会終了後には、第 23 回農業委員会総会を委員 20 名の出席をいただき、同会場において開催しております。令和 7 年度定期人事異動に伴う人事案件についてご協議いただいております。

その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上で、主な業務報告といたします。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議 長

本日の会議を開会します。

(異議なしの声)

異議なしと認め、８番、伊藤悟委員、９番、玉井慎太郎委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

(〇〇委員 退席)

事務局の説明を求めます。

この案件は、農地法第3条の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

(なしの声)

(賛成者举手)

(〇〇委員 入場)

(〇〇委員 退席)

参与

[illegible]

申請理由につきましては、〇〇さんの労力不足により１ヘクタール区画の農地を耕作することが難しくなり、近隣を耕作する〇〇委員に相談し〇〇委員が応じてくれたものです。

この案件は、農地法第3条の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。

(〇〇委員 入場)

議長

次に、議案第1号の案件3番、4番ですが、この件に関しては会議規則第28条の規定により、本議案の〇〇〇〇〇〇〇〇が案件終了まで退席します。

代わりに議長として、議事の進行は、鈴木会長職務代理者をお願いします。

(○○○○ 退席)

(鈴木会長職務代理者 議長席に着席)

鈴木正雄会長
職務代理者

暫時の間、議長を務めさせていただきます。

議長

議案第1号の案件3番、4番を議題とします。事務局の説明を求めます。

参与

２ページから３ページ、３番と４番をご説明します。農地の所在は、清水〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田１２筆、計１３筆、合計面積〇〇〇〇〇
平方メートルです。新規の賃貸借権設定です。貸付人は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、
〇〇〇〇さん７９歳、外１名です。借受人は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さ
ん６８歳です。設定期間は１０年で、１０アール当たりの賃借料は〇〇〇〇〇円です。

申請理由といたしまして、所有者の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、水稻を作付けできる農地はすべて、別の法人と賃貸借契約しておりました。当該地は一部合作地のため、前耕作者である法人は耕作に不便を感じ、所有者である２人の了承を得て、合作地の所有者である〇〇〇〇さんに合作地を含めた２人の所有農地の耕作の相談をし、〇〇さんが借り受けに応じてくれたものです。

本案件は、農地法第3条の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。
案件が終了しましたので、〇〇〇〇の復帰を求め議長を交代いたします。

(〇〇〇〇 議長席に着席)

次に、議案第1号、案件5番から60番までを議題とします。
事務局の説明を求めます。

4 ページ、8 番をご覧ください。農地の所在は、大曲須和町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積が〇〇平方メートル、1 筆です。贈与による所有権移転です。譲渡人は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん 8 4 歳、譲受人は、仙北市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん 6 6 歳です。

申請理由につきまして、譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんは親戚関係にあります。〇〇さんは申請地の隣接地を所有していることから、この度、〇〇さんに贈与し耕作してもらうこととしたものです。

１５ページ、２０番をご説明いたします。農地の所在は、北檜岡〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル、１筆です。売買による所有権移転です。譲渡人は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん７５歳です。譲受人は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん５３歳です。今回申請のあった農地１筆と非農地である宅地２筆、計３筆で総額〇〇〇〇〇〇〇円の売買価格となっており、面積按分により、農地の売買価格は総額〇〇〇〇〇円、１０アール当たりには割りかえしますと、約〇〇〇〇〇〇〇円です。

申請理由といたしまして、譲受人は用地取得後に申請農地の隣にある宅地で美容業を営む予定であり、譲渡人からは農地1筆を含む3筆をまとめて買い取ってほしいとの要望がありました。譲受人も以前から家庭菜園用地を取得して花や自家用野菜を作付けしたいと考えていたため、売買に至ったものです。

１７ページ、２４番をご説明いたします。農地の所在は、北檜岡〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田１筆、計２筆 合計面積〇〇〇〇平方メートルです。新規の賃貸借権設定です。貸付人は大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん９２歳です。借受人は大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん４５歳です。設定期間は１０年、１０アール当たりの賃借料は〇〇〇〇円です。賃借料が低く設定されておりますが、ここ数年管理されておりず、ほ場の状態が悪いことから、この金額となっております。

申請理由といたしまして、貸付人は高齢のため当該農地の管理ができず、雑草が生えるなど荒れておりました。そこで隣の農地を耕作している借受人が耕作してくれることになり、契約に至ったものです。

続きまして、25番をご説明いたします。農地の所在は、土川〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇〇平方メートル1筆です。売買による所有権移転です。譲渡人は、大仙市

参与

事務局長

議長

議長

議長

議長

事務局長

議長

参与

7

案件6番についてお願いします。

23番、田村です。

先般、事務局と私と推進委員で現地確認して参りました。ここ数年は水稻作付していない所で、言わば減反している所です。周りの農地にも影響はない場所ですので、どうかご審議のほどお願いします。

案件7番についてお願いします。

20番、小松です。

4月3日に推進委員の川原さんと共に現場確認してきました。現在も申請者の所有地に隣接した農地で、用水排水ともに影響なく工事されるということで何ら問題がありませんでしたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

現地調査大変ありがとうございました。

それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(替成者举手)

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第3号の「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題とします。

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める

令和7年4月9日 提出

大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議案第3号、案件4番を議題とします。

本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員 退席)

事務局の説明を求めます。

５９ページ、４番をご説明いたします。利用権を設定する農地は、大曲西根〇〇〇〇〇〇
〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田１筆、計２筆、合計面積〇〇〇〇平方メ
ートルです。農地中間管理事業による利用権の再設定です。利用権を設定する方は、大仙市
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん８１歳です。公益社団法人秋田県農業公社が借
り受けます。秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

〇〇〇〇さん70歳です。賃借料は10アール当たり〇〇〇〇〇円、設定期間は7年です。
この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長 無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
(〇〇委員 入場)

議 長 次に、議案第3号、案件5番を議題とします。
本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
(〇〇委員 退席)

議 長 事務局の説明を求めます。

参 与 59ページ5番をご説明いたします。利用権を設定する農地は、大曲〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田4筆、計5筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。農地中間管理事業による利用権の再設定です。利用権を設定する方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん55歳です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんです。賃借料は10アール当たり〇〇〇〇〇円、設定期間は10年です。
この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長 無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
(〇〇委員 入場)

議 長 次に、議案第3号、案件6番を議題とします。
本案件は、〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
(〇〇委員 退席)

事務局の説明を求めます。

[illegible]

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
○番、○○委員の入場を求めます。
(○○委員 入場)

次に、議案第３号、案件７番を議題とします。

本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員 退席)

[illegible]

なお、この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
(〇〇委員 入場)

議長

次に、議案第3号、案件104番を議題とします。

本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員 退席)

参与

１１２ページの１０４番をご説明いたします。農地の所在は、北檜岡〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル外、田２筆、計３筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。農地中間管理事業における、借受人を変更する契約になります。農地の所有者は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん８３歳です。利用権の移転を受ける方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん６２歳です。設定期間と賃借料につきましては、前の契約を引き継いだものになります。

申出理由として、前の借受者である〇〇委員は、農地法３条で今回移転を受ける〇〇さんの１ヘクタール区画の農地の耕作を引受け、自分が耕作していた１０アール区画の農地を近隣を耕作する〇〇さんへ権利を移転することでお互いの耕作不便を解消するものです。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。

(〇〇委員 入場)

議長

次に、議案第3号、案件1番から3番、8番から105番までを議題とします。

事務局の説明を求めます。

参与

８９ページ、５８番をご説明いたします。利用権を設定する農地は堀見内〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル外、田１筆、計２筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。農地中間管理事業による新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇さん９９歳です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇さん５８歳です。１０アール当たり賃借料は〇〇〇〇円、設定期間は５年となっております。

申出理由といたしまして、前耕作者から契約の終期を機に更新しない旨の申し出があり、近隣を耕作している〇〇〇〇さんに相談をし、〇〇さんが応じてくれたものです。賃料が安く設定されておりますが、改良区の賦課金を耕作者が支払うことから、この額で話が纏まったものです。

参与

93ページ66番から、95ページ68番は関連がありますので、一括でご説明いたします。利用権を設定する農地は橋本〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル外、田13筆、計14筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。農地中間管理事業による利用権の再設定です。利用権を設定する方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん74

事務局長

報告第1号、公売による落札者への農地法第三条許可について

令和7年3月11日、第22回総会において買受適格者として承認された者が、下記により落札し農地法第3条許可申請をし、許可書を交付したので報告する

令和7年4月9日 提出

大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長

事務局より報告願います。

参 与

113ページをご覧ください。令和7年3月11日第22回総会において、買受適格者として承認された、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんが、上野田〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル外、田7筆、計8筆、合計面積〇〇〇〇. 〇〇平方メートルを、令和7年3月14日に公売により落札いたしました。

落札価格は〇〇〇〇〇〇〇円で、10アール当りに割り返しますと、約〇〇〇〇〇〇〇円となっております。

令和7年3月25日に落札者の〇〇〇〇さんから農地法第3条の所有権移転許可書の交付申請を受け、同日付で許可書を交付しましたのでご報告いたします。

議 長

以上報告いたします。

議 長

次に、報告第2号の農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告についてを議題とします。

議 長

報告第2号、農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する

令和7年4月9日 提出

大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長

事務局より報告願います。

参 与

議案書の別冊ナンバー2、1ページから5ページをご覧ください。記載の44の法人からの報告がありました。順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。ご了承ください。

詳細につきましては、6ページから156ページをご覧ください。結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。また、例年、農地所有適格法人の一覧をご連絡しておりますが、今回、4月1日現在の一覧をお配りしておりますので、後ほどご覧ください。

議 長

以上報告いたします。

その他

事務局

(1) 令和6年度業務報告および令和7年度事業計画について

農業振興課

(2) 令和7年度農林部関係事業および予算について

議 長

これで本日の日程は全て終了しました。ご苦勞様でした。(午前11時29分 閉会)